省令

○法務省令第四十九号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十九条第一項（企業担保登記登録令（昭和三十三年政令第百八十七号）第十六条において準用する場合を含む。）及び第七十六条の三第六項の規定に基づき、不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣　鈴木　馨祐

不動産登記規則及び企業担保登記規則の一部を改正する省令

（不動産登記規則の一部改正）

第一条　不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（申請の受付） **第五十六条**　登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に申請の受付の年月日及び受付番号を記録しなければならない。 ［2～4　略］ （相続人申出等の受付） **第百五十八条の十四**　［略］ 2　前項の規定による受付は、受付帳に申出の受付の年月日及び受付番号を記録する方法によりしなければならない。 ［3～5　略］	（申請の受付） **第五十六条**　登記官は、申請情報が提供されたときは、受付帳に登記の目的、申請の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録しなければならない。 ［2～4　同上］ （相続人申出等の受付） **第百五十八条の十四**　［同上］ 2　前項の規定による受付は、受付帳に申出の目的、申出の受付の年月日及び受付番号並びに不動産所在事項を記録する方法によりしなければならない。 ［3～5　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（企業担保登記規則の一部改正）

第二条　企業担保登記規則（昭和三十三年法務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			改正前		
（不動産登記規則の準用） **第十二条**　［略］			（不動産登記規則の準用） **第十二条**　［同上］		
読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十六条第一項	申請の受付の年月日及び受付番号	申請の受付の年月日及び受付番号並びに企業担保権設定者の商号及び本店	第五十六条第一項	不動産所在事項	企業担保権設定者の商号及び本店
［略］			［同上］		

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和八年十月一日から施行する。

○法務省令第五十号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十月十日

法務大臣　鈴木　馨祐